

# 公 売 に お け る 注 意 事 項

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 公 売 参 加 の 制 限             | 松原市暴力団排除条例の目的及び基本理念に基づき、暴力団又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は公売に参加できません。  |
| 陳 述 書 に つ い て             | 入札をしようとする方(法人である場合にはその役員)又は自己の計算において入札をさせようとする方(法人である場合にはその役員)が暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出してください。<br>なお上記の方が法人の場合は、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を陳述書に併せて提出してください。また、宅地建物取引業者、債権管理回収業者に該当する場合には、その許可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証、債権管理回収業の許可書)の写しを併せて提出してください。  |
| 入 札 の 方 法                 | 所定の入札書により入札してください。<br>代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状及び委任者の印鑑証明書を提出してください。<br>法人の代表権限を有しない方(従業員など)がその法人の入札手続きを行う場合にも、代理権限を証する委任状及び委任者の印鑑証明書が必要です。  |
| 開 札 の 方 法                 | 入札書は、入札者の立会いで開札します。   |
| 公 売 保 証 金 の 納 付           | 公売保証金の納付を必要とするものについては、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。  |
| 最 高 価 申 込 者 の 決 定         | 見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。   |
| 次 順 位 買 受 申 込 者 の 決 定     | 国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者とします。  |
| 追 加 入 札 と く じ             | 最高の同価額入札者が2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価入札者を決定します。  |
| 追 加 入 札 と 棄 権             | 追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。  |
| 再 度 入 札                   | 入札の日時に入札者がいないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行います。  |
| 入 札 書 に つ い て の 制 限       | 一旦入札した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。  |
| 買 受 人 の 制 限               | 公売保証金の納付がない場合その他公売公告の事項に違反した場合又は国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者は、公売財産を買い受けることができません。  |
| 権 利 移 転 の 時 期             | 買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。   |
| 危 険 負 担 移 転 の 時 期         | 公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。   |
| 契 約 不 適 合 責 任 等           | 松原市は公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任等や引渡義務等を負いません。  |
| 権 利 移 転 に 伴 う 費 用 の 負 担   | 権利移転登記についての登録免許税その他の費用は買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。   |
| 売 却 決 定 の 取 消 し           | 買受代金納付前に公売財産に係る市税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。   |
| 公 売 保 証 金 の 没 収           | 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る市税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は松原市に帰属します。   |
| 権 利 移 転 の 手 続             | 権利移転のための登記等は松原市で行います。必ず指定した日までに所有権移転登記請求書を提出してください。   |
| 権 利 移 転 の た め の 必 要 書 類 等 | 買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。(開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。)<br>1 売却決定通知書<br>2 住所証明書(個人の場合・住民票等、法人の場合・商業登記簿謄本等)<br>3 登録免許税の領収証書<br>4 固定資産評価証明書又は同通知書<br>5 郵送料  |
| 公 売 保 証 金 の 返 還           | 最高価申込者が決定されなかった場合の入札者又は最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。なお、返還を受ける方が営利法人又は個人営業者(営業に関しない場合は除く。)である場合は、200円の収入印紙が必要です。  |
| 消 費 税 に つ い て             | 1 課税財産及び非課税財産<br>「課税財産」とは、消費税法別表第一(第6条関係)に掲げる財産以外の財産のことをいい、「非課税財産」とは、消費税法別表第一(第6条関係)に掲げる財産のことをいいます。<br>2 売却区分番号 松原-1の財産は、課税財産です。<br>3 入札の方法<br>入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって売却決定しますので、買受けを希望する金額を記載してください。<br>4 最高価申込者等の決定<br>最高価申込者の決定及び次順位買受申込者制度が適用される場合の次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。<br>5 売却決定<br>売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。 |

御注意 入札箱に入札書をいれる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあつた場合は、新しい入札書に書き直して入札箱にいれてください。同一人が2以上の入札書を入れることはできません。公売当日は印鑑をご持参ください。